三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐大宮字下犬ケ谷六七五の一、六七八、字ショヲフン六八四、字西ノ沖七三七、字ギョヲジタロ七四三、七四四の一、字ホクソ谷山一九二三の一、字西林山一九二六の一、字ネブリ谷一九二八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県四万十市竹屋敷字深サキ畝一〇九六の七、一〇九六の一五、一〇九六のイ

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市松尾字松尾山一〇一四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県人吉市西大塚町字日添三一二二の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丙字尾多武一一五〇の一、一一五〇の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年八月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大横川

二　砂防法第二条の土地の表示　昭和二十七年建設省告示第五百五十三号で指定した大横川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第千九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大横川

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県吾妻郡嬬恋村大字大笹及び大字田代の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線、十三点と十四点を昭和五十五年建設省告示第千六十二号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十四点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°29′59.9567″	138°28′54.4687″
2	36°30′00.0943″	138°28′54.1529″
3	36°29′59.9445″	138°28′53.6204″
4	36°30′00.0712″	138°28′53.5405″
5	36°30′00.2275″	138°28′53.1324″
6	36°30′00.3415″	138°28′52.6726″
7	36°30′01.0414″	138°28′51.2558″